

令和 3 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第3日）

12月17日（金曜日）午前10時00分 開 議  
午後 1時17分 閉 会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
6. 木 村 恵 議員  
7. 御家瀬 遵 議員  
日程第 4 議案第247号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告  
日程第 5 議案第248号 あかびら創生寄附条例の一部改正についての委員長報告  
日程第 6 議案第249号 赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての委員長報告  
日程第 7 議案第250号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告  
日程第 8 議案第251号 赤平市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告  
日程第 9 議案第252号 令和3年度赤平市一般会計補正予算  
日程第10 議案第253号 令和3年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算  
日程第11 議案第254号 令和3年度赤平市介護保険特別会計補正予算

- 日程第12 議案第255号 令和3年度赤平市水道事業会計補正予算  
日程第13 議案第256号 令和3年度赤平市病院事業会計補正予算  
日程第14 意見書案第53号 大学生等への給付型奨学金制度の拡充を求める意見書  
日程第15 意見書案第54号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書  
日程第16 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について  
日程第17 閉会中継続審査の議決について  
追加日程第 1 議案第258号 令和3年度赤平市一般会計補正予算

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
日程第 4 議案第247号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告  
日程第 5 議案第248号 あかびら創生寄附条例の一部改正についての委員長報告  
日程第 6 議案第249号 赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての委員長報告

- 日程第 7 議案第 250号 赤平市国民健康  
保険条例の一部改正についての委  
員長報告
- 日程第 8 議案第 251号 赤平市下水道事  
業に地方公営企業法の規定の全部  
を適用することに伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について  
の委員長報告
- 日程第 9 議案第 252号 令和3年度赤平  
市一般会計補正予算
- 日程第 10 議案第 253号 令和3年度赤平  
市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 254号 令和3年度赤平  
市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 12 議案第 255号 令和3年度赤平  
市水道事業会計補正予算
- 日程第 13 議案第 256号 令和3年度赤平  
市病院事業会計補正予算
- 日程第 14 意見書案第53号 大学生等への給  
付型奨学金制度の拡充を求める意  
見書
- 日程第 15 意見書案第54号 沖縄戦戦没者の  
遺骨等を含む土砂を埋め立てに使  
用しないことを求める意見書
- 日程第 16 請願、陳情に関する閉会中審査の  
議決について
- 日程第 17 閉会中継続審査の議決について
- 追加日程第 1 議案第 258号 令和3年度  
赤平市一般会計補正予算

順序	議席 番号	氏 名	件 名
6	7	木村 恵	1. 一般行政について 2. 教育行政について
7	9	御家瀬 遵	1. 畠山市長の残された 任期の市政運営につ いて

○出席議員 10名

- 1番 若山 武信 君  
2番 東 成 一 君  
3番 鈴木 明広 君  
4番 安藤 繁 君  
5番 北市 勲 君  
6番 伊藤 新一 君  
7番 木村 恵 君  
8番 五十嵐 美知 君  
9番 御家瀬 遵 君  
10番 竹村 恵一 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 畠山 渉 君  
教育委員会教育長 高橋 雅明 君  
監 査 委 員 目黒 雅晴 君  
選挙管理委員会 壽崎 光吉 君  
委員長  
農業委員会会長 中村 英昭 君
- 
- 副 市 長 永川 郁郎 君  
総 務 課 長 若狭 正 君  
企 画 課 長 林 伸樹 君  
財 政 課 長 丸山 貴志 君  
税 務 課 長 坂本 和彦 君  
市民生活課長 井波 雅彦 君  
社会福祉課長 蒲原 英二 君  
介護健康推進課長 千葉 睦 君  
商工労政観光課長 磯貝 直輝 君  
農 政 課 長 柳町 隆之 君  
建 設 課 長 林 賢治 君  
上下水道課長 亀谷 貞行 君  
会 計 管 理 者 斎藤 政弘 君  
あかびら市立病院 井上 英智 君  
事 務 長
- 
- 教 育 学校教育 尾堂 裕之 君  
委員会 課 長

〃 社会教育課長 梶 哲也 君

---

監査事務局長 中西智彦 君

---

選挙管理委員会事務局長 若狭 正 君

---

農業委員会事務局長 柳町隆之 君

○本会議事務従事者

議会事務局長 石井明伸 君

〃 総務議事担当主幹 笹木芳恵 君

〃 総務議事係長 伊藤千穂子 君

(午前10時00分 開 議)

○議長（竹村恵一君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番若山議員、5番北市議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

諸般報告第2号ですが、委員長からの送付を受けた事件は5件であります。

議員から送付を受けた事件は2件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申出のあった事件は2件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序6、1、一般行政について、2、教育行政について、議席番号7番、木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 議席番号7番、日本共産党の木村恵です。質問に入ります。

件名1、一般行政について、項目1、市長の公約について、要旨の1です。令和元年第2回定例会の所信表明において畠山市長は、市民との対話を交えた政策決定プロセスの確立において市民アンケートの実施と事業決定過程の透明化の2点が公約だと述べました。それは、広報広聴の機能強化を図り、住

民生活の実態や市民の声をしっかり把握する。その上で市の現状ややっていること、やろうとしていることを丁寧に伝えて、多くの市民が納得できる政策決定プロセスを大事にしていくことだったと思います。この点に関して、畠山市長はご自身でどのくらい達成できていると考えているか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 政策決定プロセスの確立における市民アンケートの実施と事業の決定過程の透明化の2点の公約の達成度についてでございますが、市民アンケートは私が市長に就任以来、令和元年度から3回実施し、テーマを絞ったアンケートや重要度、満足度、改善度の過去の調査との比較なども行っております。また、市民の皆様へは広報あかびらにてお知らせし、さらに住民懇談会でも概要についてご説明してきているところであります。

事業の決定過程の透明化につきましては、これまでの議会の中でも申し上げさせていただきましたが、重要な施策となる大型事業等で財政運営にも影響を及ぼすような事業の場合には基本計画等の段階から市民の皆様方に情報提供しながら事業を決定し、進めていくということであります。しかし、大型の例えば建設事業などで財政運営にも影響を及ぼすような事業が結果としてありませんでしたので、例えばですが、施設の規模ですとか配置、また概算金額等について市民の皆様にご提供することはございませんでした。私としては、ご提供する可能性があったものとしては認定こども園が挙げられると思います。既存の建物を改修するのか新築するのかといった検討だったと思いますけれども、一旦立ち止まり、再検討するという判断となりました。私は、フルコストの積算をすることにより結論が見えてくると思っておりましたが、そこに取り組む以前に再検討となったところであります。

以上のようなことから、政策決定プロセスの確立としては事業の決定過程の透明化は取り組めておりませんが、市民アンケートを含めて考えると、達成という表現はできませんが、一定の成果はあったも

のと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕事業の決定過程の透明化は取り組めていないけれども、いわゆる達成度という表現はできないが、一定の効果はあったという自己評価だったと思います。私もこの3年間、その多くがコロナ禍という中で、畠山市長は公約である市民アンケートを毎年行って、そして住民懇談会、各団体との意見交換、ホームページや広報あかびらを通じて情報を周知するなど、広報広聴の機能強化という点については一定のレベルには達していると。言い換えれば、公約実現に真摯に取り組んでいるものと考えます。

しかし、今までも大きな計画を策定する時期にはアンケートは行っておりました。さらには、市政報告、あるいは住民懇談会などは行われてきたという経緯があると思います。よりきめ細かく状況把握するという点においては毎年のアンケートというのは極めて有効的だというふうに思いますが、反面毎年同じような問題が浮き彫りになると。毎年満足度が低いというものが上位を占めるというようなことが浮き彫りになるあまり、短期間で解決することが難しいような問題であったり、長期的に解決を図っていく、解消を図っていくといった問題でも、対策が遅いですとか、判断が遅いというような印象を強くしてしまうのではないかと考えられます。こういった点、市長はどう受け止めているのか、そして市民の皆さんにどう理解していただこうと考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） アンケートにより対応のスピードが遅くなるのではないかと、またこれらについて市民にどう理解していただこうと考えているのかということでございますが、まず一般的な説明になってしまうかもしれないので、恐縮でございますけれども、政策の最も範囲の広い定義は恐らく政府や自治体によって採用される問題解決のための基本方針とその方針に沿って採用される解決手段の体系とい

うことであると思います。政策は問題解決の手段、方法の体系であり、まず問題が存在して初めて政策立案する必要性が生まれると考えております。政策形成過程の政策立案としては、問題の認識、問題の構造化、政策課題の設定、事業目的の設定、事業案の作成、次に事業決定、事業実施などの事業過程となるのが実務的な流れになると考えられます。

そこで、政策課題であります、問題に向けての基本方針や問題への取組の基本的な枠組みが示されている必要があります。すなわち政策の基本的要素である目的のほかに、対象、資源、方法についての大枠が盛り込まれている必要があります。このためにも、政策の立案作業の出発点となる現況の調査としての市民アンケートが重要であると考えております。

そこで、ご質問の対応スピードが遅くなるのではないかとこのところでございますが、私は現象的な問題に対して何はともあれ対症療法的な対策講じることが必要であるという場合には、問題の構造など原因の解明などはしなくてよいのかもしれないと思います。そのことで考えたものに私道の除雪が実績として挙げられるかと思っております。

2点目の市民にどう理解していただこうと考えているのかについてでございますが、なかなか難しいものがあると思っております。これまでの市民アンケートを比較しますと、市民参画が令和2年度の重要度ワーストワンで、今年は改善に見えるものの、ワーストスリーとなっていることが挙げられると思っております。そのようなことから、現実には心の中に、自分たちが意見を言っても言わなくても結論は決まっているから、誰か決めてくれればそれでいいという諦めの感覚があるのではないかと危惧しております。市民参画として一般的に住民の要望を把握する広聴型参加としては住民懇談会、市民アンケート調査などがあり、一定の参加と協力をいただいておりますけれども、重要度が低いという結果を重く受け止め、改善に向けてさらに努力してまいりたいと思っております。また、そのことから、私が市長に就任し

た際の所信表明の中で示させていただきました住民主権、住民参加、住民福祉の諸原則の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 一般的な説明の部分です。いわゆる課題を見つけて、事業案を決めて、事業決定して、事業実施をしていくという過程の中で、立案の最初に必要とところが状況把握だということで、市民アンケートだということで重要視されているということは理解できると思うのです。その後の部分なのですが、現象的な問題は私道の除雪など素早く対応しているのだというようなことが述べられたかと思うのですけれども、ほかの案件です。毎年アンケートで上位にありながら、できていないのではないかという声に対する答えとしては今の答弁では不十分ではないかというふうに思います。この点については、来年度予算のところ少し具体例挙げて、もう少し伺っていききたいというふうに思います。

その後です。市民理解のところですけれども、市民参加の重要度が低いと、ワーストワンからワースト3になったけれども、まだ低いのだということ为例に挙げられまして、自分の意見にかかわらず、もう結論は決まっているのではないかと、そういう考えがあるのではないかと危惧しているというお話だったと思います。為政者に任せるですとか、住民参加は必要ないということを多くの市民は考えているということがこのアンケート結果からはやはり見えてくるわけです。言い換えれば、市長の公約が市民に伝わり切っていないということの現れだと思えます。この結果を重く受け止めるということをおっしゃいましたので、ぜひ市民の皆さんに住民参加のところをしっかりと理解してもらえよう、一層の努力を期待したいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の2です。ちょっと分けて質問したいと思いますが、まず市民アンケートについてお伺いをしていきたいと思います。所信表明の中で、行政活動の目標は言うまでもなく住民福

祉の向上だと、そこに置かれているということが述べられました。現状を知り、改善を意図する方針でアンケートを行い、各施策に結びつけていきたいということが述べられていたと思います。これは公約ですから、市民との約束ということですから、つまりこの3年間市民アンケートを続けてきたということにより住民福祉の向上が図られていなければいけないわけです。もちろん道半ば、任期途中ではありますが、畠山市長ご自身でこの3年間で住民福祉どの程度向上したと考えているかお伺いしたいと思います。

併せてですけれども、来年度任期最終年度ということになりますが、来年度についても同様なアンケートを実施していく考えなのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 住民福祉はどの程度向上したと考えているか、また来年度のアンケート実施についてでございますが、住民福祉の向上につきましては、市民アンケートの結果から見ますと改善度では、順位の入替えはありますが、公共交通、商業振興、地域医療が3年連続で上位3位を占めております。しかし、この中で道路除雪については改善度で上位5位以内に3年連続入っており、ほぼ横ばいに見えますけれども、満足度のワースト5位の中の順位からはやや改善していると見ることができると考えられます。これは、令和2年度から実施いたしました私道の取組がよい評価を受けているのかもしれませんが。以上のようなことから、一定程度の住民福祉の向上につながっているものと考えております。

また、来年度の市民アンケートの実施につきましては、これまでと同様に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 一定程度の福祉の向上につながっているという認識だということですね。新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、やっぱりコロナ対策が中心となり、アンケート結果を素早く施策の展開につなげられなかったということも

あると思います。しかし、コロナ対策という面であれば、基礎自治体の中でも当然トップクラスの対応を行ってきましたし、十分評価はされると思うのですが、福祉の向上というアンケートとのつながりという面ではちょっとどうなのかなということもあると思います。コロナ対策、もう一つ加えて言えば、特に企業支援であるとか、市内事業者の声聞いて対応を素早く、そして切れ目なく行ってきているというところは本当に評価されるというふうに思うのです。ただ、公約の部分でいうとアンケートということになりますので、アンケートから導き出された課題、これに対して行った福祉向上策というのはなかなか、政策的な判断も当然要するものですが、すぐ対応できるものに今の答弁にあったように限られてきたのかなというふうにも考えます。

こういった面から、私としては今後については毎年ではなく隔年のアンケートでもいいのではないかなと、大きな計画を立てる時期でもありませんし、そういうふうに思っておりましたが、来年度はアンケートを行うということも今述べられました。このアンケート結果というのが反映されるのは令和5年度ということになりますので、この年は統一地方選挙が行われる年ということで骨格予算ということにもなると思います。こういった点を考慮しても来年度やっぱりアンケートというのは行うのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 来年度のアンケートの実施についてでございますが、アンケート調査につきましては状況把握を行うものでありますが、一方で毎年行うことでどのように満足度、改善度が推移して効果が現れたのかなど検証するものでもありと考えておりますので、市民の皆様にも広報や住民懇談会等におきましてしっかりと説明させていただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 確かに効果検証の意味もあると、再来年度骨格かどうかにかかわらず

市民アンケートは行っていくと。満足度が上がっているかどうかを確かめるという効果検証の意味もあるということでしたので、それは大事なポイントの一つかなと思うので、理解したいというふうに思います。

新たな課題がまだ見えてくるかもしれないですし、選挙の争点などがもしかしたら現れてくるのかなということもありますので、私もアンケート結果注視していきたいというふうに思います。

市民アンケートについての福祉の向上、あるいはまたその効果、今後に向けての考えなどはおおむね理解いたしました。

次の質問に移ります。要旨の3です。所信表明では、事業決定過程の透明化について、事業が正式決定されるまでの過程で事業の具体的な内容や見積もりなどの行政情報が市民に提供されることはこれまでほとんどなかったと、その事業が本当に地域にとって必要か、事業規模が人口規模や住民負担に照らして適正か、長期的に高い利用度が見込まれるか、代替案はあるかといったことは、行政側から積極的に市民へ情報提供し、市民の視点で吟味したほうが望ましいと考えている。こう述べられておりましたが、具体的にはほとんどなかったと私思っておりましたが、この点についてどのくらい情報提供できているのかお伺いしたいと、通告ではここまでなのですが、先ほど達成度の部分で情報提供したものはないという答弁をいただきましたので、加えてなのですが、来年度任期最終年度となります。繰り返しますけれども、任期中に事業決定過程の透明化に取り組む考えというのはないのか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 私の所信表明の事業の決定過程の透明化における事業規模、長期的利用度、代替案等の行政側からの積極的な情報提供についてでございますが、議員ご指摘のとおり、具体的な情報提供はほとんどなかったと思います。これは、先ほどの公約の達成度のご質問の中でお答えいたしました

が、大型の例えば建設事業などで財政運営にも影響を及ぼすような事業が結果としてありませんでしたので、市民の皆様にご提供することはございませんでした。仮にご提供する可能性があったものとして考えられるのは、認定こども園が挙げられるのではないかと考えております。

そこで、今後私に与えられた任期の中で取り組むものとして考えられるのは、小学校統合後の3つの旧校舎の活用に関する情報を提供し、市民の皆様と、もちろん議員の皆様方と共に公共事業の進め方について考えてまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕先ほどと同じ、可能性としては認定こども園であったけれども、提供する前に一旦見直すということになったと。今統合後の3つの旧校舎について情報提供を行い、事業の進め方について市民的な議論をしていくという内容だったと思います。これ再質問したかったところなので、1つ例を挙げてお伺いをしていきたいと思うのですけれども、本日、今朝の新聞で2021年空知取材ノートからというところで、赤平の炭鉱遺産活用という記事がありました。炭鉱の音楽会というイベントについてでした、担当職員のコメントとしては、お金をかけなくても知恵や汗を出せば地元のリピーター増につながるなどということが述べられていました。業務委託の見直しというのを行いましたけれども、それを行ってもなおこういった取組ができているということの現れだというふうに私は感じました。

私も民間のこういった取組については何ら妨げる考えというのは持っておりませんが、また畠山市長のコメントも記事にありましたけれども、来年緊急的な改修を手がけ、市民が関心を高めるイベントを増やすということを述べられていたと思います。畠山市長も同様の考えなのだろうというふうに受け取りました。ただ、民間の取組を妨げるものではないのですが、持論として少し違う点で言うと、私は観光で交流人口という前に市民生活を十分に考え

た上で、市民生活にも寄与する飲食店であるとか、市内商業振興に力をもっと入れる必要があるのではないかというふうに思っておりますので、ゆえに炭鉱遺産公園という大きなものは必要ないということを持論で持っております。ここはちょっと違うところかと思うのですが、さてこの記事、10月の市民アンケートで歴史、文化、産業遺産の保存、継承の重要度が最下位だったことを受け、炭鉱遺産活用基本構想が停滞したままだということが載っております。

ここを例に取ってみたいというふうに思うのですが、畠山市長、企画課長時代ですか、炭鉱遺産公園構想というものが、住民説明会でコストを示して説明をしたことがあったと思います。そのときは、維持管理費などのランニングコストまでは出されていないものでした。いわゆるフルコストではなかったのですが、それでも市民の皆さんは本当にこれ必要なかどうか、あるいは財政的に持続可能かどうかということを考えることができたと思うのです。このケースでは、構想案が先に発表されましたので、市民の中に大きな分断が生まれたというふうに私は思っております。市議会でも同様に二分の議論というのがあったと思います。

政策判断が先で市民感覚とのずれが大きいとき、そういうときはこういう事態に陥るというふうに私は思うのです。国政でも同様なことがいろいろ起こっているのではないかというふうに思います。つまりこういった大きな施策判断が伴う案件、市民、住民の注目度が高い案件、要望が多い案件、そういったものについてはまず情報提供して、市民と共に考えていくということが必要だということだと思うのです。それが畠山市長の公約で述べられていることなのではないかというふうに私は受け止めております。

当たり前のことですが、民主主義というのは、いわゆる独裁とか専制主義の対義語ということになると思います。そして、民主主義というのは、選挙で選ばれた人が全権を与えられ、当選後は何をしても

いいということではないということだと思っ  
す。しかし、新自由主義的な社会、資本主義社会  
の中では経済最優先、どうしても利益優先とい  
うことがありますので、後は野となれ山となれ  
ということが横行しているというのが現実だと  
私は思っております。ですから、畠山市長の公  
約は多少時間かかるかもしれませんが、民主的  
な方針だというふうに私は理解しております。

そこでなのですが、今回取り組まれる案件、  
3つの旧校舎の跡地利用ということなのですが、  
それぞれの地域住民、これ場所が分かれてお  
りますので、相当地域ごとに意見が偏ったり、  
あるいは対立があったりということが起こる  
かもしれない。そういうことが予想されると思  
います。どういった情報提供が望ましいと考  
えているのかお伺いしたいと思いま

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 3つの旧校舎の活用に関  
するどういった情報提供が望ましいと考  
えているかについてでございますが、施設、建  
物に係る費用と申しますとまず新築費があり、  
竣工後の運用費及び改修費、最後に解体費  
がございます。旧学校校舎という既存施設に  
ついては、新築費は既にもうかかっている  
ものでございまして、解体費はいずれ必要  
になってくるものでございます。したがいま  
して、旧学校校舎の場合ですと運用費と改  
修費が情報提供の対象と考えられます。運  
用費の内訳は、清掃や警備の費用、光熱水  
費、各種点検や修繕に要する費用が代表  
的なものと考えられます。さらに、その施  
設運用に市職員が関わるとすれば、職員  
の人件費も対象に含めるべきと考えられ  
ます。

学校としての施設の役目を終えた旧学校校  
舎の有効活用であります。地域それぞれの事  
情で異なってくるため、簡単には決められ  
ないことであると考えられます。一般的に  
それぞれの公共施設には受益者市民と負担  
者市民が存在いたします。すなわちその施  
設を利用する人たちが受益者市民であり、  
利用者として活用を希望される市民も含  
まれておりま

す。一方、負担者市民は、施設運営に関  
わる税負担をしているものの、その施設を  
利用されていない市民も含まれておりま  
す。したがいまして、受益者市民と負担  
者市民の両方の意見を踏まえた上で判断  
しなければならないことから、適切な情  
報提供に取り組んでまいりたいと思  
っております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕新築、運用、  
改修、解体まで様々費用あるけれども、  
人件費も含んだ運用費とか改修費、  
そういったところの情報提供が考  
えられるということだったと思  
います。私も活用した際のランニング  
コストとかいうものを含めた情  
報を市民の方々に判断材料として  
提供していくことというのが望  
ましいというふうに思っております。  
受益者市民あるいは負担者市民  
ということも述べられました。  
そういった議論も重要でしょう。

こういった案件で、実はこれも例を  
挙げますと前例がありまして、平  
岸コミュニティセンターです。旧  
平岸小学校、このときはこういった  
比較というものは行われており  
ませんでした。さらに言えば、住  
友小学校も同時に閉校になりま  
したが、こちらは資料を置いて  
ある関係など、あとは土地の関  
係などもあって利活用という話  
題にはならなかったというふう  
に記憶をしておりますが、平岸  
のほうで言いますと、ほかの公  
共施設の集約をするであるとか  
機能移転をするということが理  
由の一つにはあったと思いま  
す。そして、統廃合された施設  
が売却につながったということ  
もあったと思います。そういう  
部分も含めた情報提供という  
のが可能であれば行っていく  
必要があるのではないかと、  
近隣の施設の統合、集約、  
あるいは機能移転、さらには  
それによる売却益、あるいは  
利活用せず売却し、既存の  
施設を利用した場合、  
そういったところをフル  
コストで比較すると  
より市民も判断材料  
として明確になって  
くるのかなという  
ふうに思います  
ので、できれば  
そこまでやっ  
ていただきたい  
というふうには  
思います。

先日行われた議会報告会  
の中では、旧校舎を利用  
したいという意見が  
少なからずやはり  
ありました。

他方で、赤平市の財政は将来的に本当に大丈夫なのかという声があったのも事実なのです。つまり、市長も今答弁で簡単には決定できないのではないかということおっしゃいましたけれども、100%の合意というのは本当に難しいのだろうというふうに私も思っておりますが、しかし最終的には決断をして実行していくと。さらには、その責任もしよっていくのが市長の役割だと思いますので、畠山市長の公約の一つになりますので、プロセスの透明化、情報提供、しっかりと来年取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

この質問は終わります。

次の質問に移ります。項目の2です。来年度予算編成について、要旨の1です。任期最終年度となる令和4年度の予算編成が始まっていると思います。第6次赤平市総合計画、第2期の赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中で、どちらも中長期的な計画ではありますが、この任期中にこれだけは実現したいというものはあるのかお伺いしたいと思います。

現実的には令和2年度、3年度、先ほども言いましたが、コロナ禍ということで思うように進まなかったところがあると思います。しかし、やるべきところはしっかりとやると。アンケート結果から重要度や満足度は把握できているわけですから、優先順位をつけて進めていかなければいけないと考えます。来年度もコロナ禍、もしかしたら続くかもしれませんが、畠山市長はどのような考えで予算編成していくのか、その方針を併せてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） まず初めに、第6次赤平市総合計画、第2期の総合戦略において任期中にこれだけは実現したいというものがあるのかということですが、第6次赤平市総合計画につきましては時代の潮流や社会経済情勢の変化、見通しについての認識、今後の行政運営の方法や目指すべき姿について掲げており、行政分野ごとに施策体系を構築

し、これに基づき施策の展開方向を掲げております。また、第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略につきましては、第6次赤平市総合計画における人口減少対策に特化した重点プロジェクトとして位置づけているものでございます。私の市政運営に対する考え方につきましては、市民アンケートや住民懇談会等、様々な意見をお聞きした中で暮らしに身近な政策を優先し、住民福祉の向上を主軸に考えております。

任期中に実現をしたいということではないかもしれませんが、総合計画や総合戦略の着実な推進が重要であると考えており、市民アンケートでも重要度や改善度が高かった商業振興、公共交通、地域医療、道路除雪などの暮らしに身近な政策につきまして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、どのような考えで予算編成していくのかということですが、まだまだ予断を許さない新型コロナウイルス感染症対策の徹底やウィズコロナ、ポストコロナへの対応を図りつつ、第6次赤平市総合計画及び第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の推進に努めてまいります。また、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進などを掲げながら、事業の必要性や緊急性、費用対効果など総合的に勘案して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 大まかな方針については理解をいたしました。着実な推進であるとか、財政的な問題とか、そういうところがどうしても遅いとか、判断できないというふうにイメージされる原因にもつながるのかなと思います。やっぱり着実に推進していくということは必要かなと私も思うのです。来年度に何かを実現するということは明言されませんでした。市民アンケートあるいは住民懇談会の意見、アンケートの上位の課題について暮らしに身近な部分、それを優先的にやっていくという内容だったというふうに思うのです。答弁の中で挙げられたのは、商業振興であったり、公共交通で

あったり、地域医療あるいは道路除雪ということが挙げられたと思います。

公共交通については、今まさに実証運行というのが行われており、昨日も議論ありましたけれども、利用されている方がちょっと少ないと、年末に向けて増えるのではないかと、あるいは少ない検証結果のまま来年度本格的に進めていけるのか、それは拙速ではないかというような議論だったと思うのです。議論の中にありましたけれども、要介護の方にも広げてもう一度実証するというのは私は必要なというふうに考えておりますけれども、いずれにしても公共交通も来年度には何かしらの次のステップというには着実に進んでいくのだろうというふうに思います。

除雪については、先ほどから挙げられているように、私もそう思いますけれども、私道除雪のようにすぐ対応できるものがありますので、毎年改善を図っていくということ可能だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

他方、商業振興であるとか地域医療ということについては、赤平市だけとか、あるいは行政だけで一足飛びに改善できるという問題ではないというふうに私は思っております。先ほどやり取りの中でその答弁では不十分ではないかと言ったところなのですが、こういった問題が常にアンケートの上位を占めていることに対して市民に分かりやすく説明をして、改善までの過程を示していくことが必要なのではないかと考えるわけです。

そこで、地域医療に関しては近隣自治体と連携をしてやっていくということもあると思いますが、商業振興について私は後継者不足の対策、例えば飲食店等を移住されて起業される方への支援とか、空き店舗の活用とか、そういったものを包括的に考えてやっていけないかという提案をしましたが、来年度予算で具体化していく考えとか、そういったものはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 商業振興策についてござい

ますが、商業振興につきましては議員ご指摘のとおり、行政だけで解決できるものでもなく、非常に難しい問題でございます。平成28年の制度開始から5年が経過しました起業支援事業補助金につきましては、10件の起業があり、そのうち9件が空き物件を利用されております。平成30年度に制度改正した店舗整備魅力向上事業補助金につきましても多くの店舗で利用されており、特にコロナ禍の中でも新築された店舗が令和2年度2件、令和3年度も2件ございまして、今後も事業の展開に相談を受けている事業所もありますことから、来年度以降も継続していく予定でございます。

また、後継者につきましても、数年前にアンケートを行いました、次世代につなぐのは難しいといったご意見ですとか、住宅と店舗を併用していることもあり、財産等の問題など、店を他人に引き渡すことが難しい場合もございます。今後につきましては、店主と起業者のマッチングに向けて国、道の事業承継支援の活用を図りながら、情報を収集し、後継者サポートを考えております。

議員がおっしゃられている空き店舗を活用してということですが、地元の味や昔ながらの雰囲気など食文化を守ることも考えているところでございますので、今ある制度を活用した上で、商工会議所や商業団体と連携を図りながらできることを考えてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 商業振興について、今の答弁の中で令和2年度2件、令和3年度2件など、そういった実績もあるということで、来年も継続していくということだったと思います。全く進捗していないかといえば、起業支援など市の独自の補助金などによって新店舗や空き物件の活用というのは少しずつ進んでいるということが今の答弁で分かったと思うのです。実際まちの中に確かに新しいお店がオープンしているということはあると思います。

しかし、それでもアンケートでは常に上位に位置すると。これはなぜかということだと思っております。アンケートで上位にある理由というのは、私はファストファッションであるとか、大型チェーン店であるとか、娯楽施設であるとか、そういったものを求める声が多いからではなかろうかというふうに思うのです。しかし、現実的に誘致するというのはかなり難しい、ハードルが高いのではないかとこのように思います。

今答弁にありましたけれども、地元の味や昔ながらの雰囲気ですか、食文化守っていくという形のことで述べられたのですけれども、大変いい響きだなというふうに思いました。昔ながらの雰囲気、食文化守っていくという形で例えば商業振興して行って市民満足度を向上していくという方針を掲げて、市民の方に聞いてみると、それで満足度は上がるのかどうか確認してみるというのでもいいのかなというふうに今思ったのです。昭和ブームですとか、レトロブームですとか、今いろいろあると思うのです。そういったものも炭鉱まちならでは商業振興というのとイメージが合致するのかなというように感じにも聞こえましたので、そういったアイデアもいいのかというふうに今聞いていて思いました。

後継者不足に関してのところは、確かに数年前にアンケートはありました。それで、住居とお店が一緒になっていてとか、そういうことがあってなかなか難しいというふうに確かにあったなという記憶が今よみがえりますけれども、店主と起業者のマッチングに向けて、国や道の支援ですか、そういったものを活用していきたい、そしてサポートしていきたいということが今述べられたと思うのです。空き店舗活用も商工会議所や商業団体と連携していくということだったと思うのですけれども、国や道の事業承継支援というものがあるということは私も知りませんでしたので、そういったものにもアンテナを張って、しっかりと取り入れていこう、取り組んでいこうという考えがあるということが確認できましたので、しっかりと行っていただきたい。期待したい

というふうに思います。

商業振興の中にも様々な形があって、見方によっては少しずつ進んでいるのではないかとこのように今確認できたのではないかとこのように思います。今日の答弁にありましたけれども、そういうことをしっかりと市民に伝えて理解得ていくということが様々な声に応えることだと思っておりますので、しっかりと行っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の2です。私は、自身の2期目の基本政策として福祉灯油の制度化であるとか空き家の活用や危険家屋解消など空き家対策の強化、あるいは国民健康保険の均等割の減免などを訴えてきました。国民健康保険税については、子供の均等割の減免というのが実現されました。これは今全国的にも広がっており、国のほうでも議論が開始されるようになってきているというふうに思います。

一方、実現に至っていない道半ばのものというのもあります。中でも福祉灯油についてですが、今年の原油価格の高騰を受け、私は10月18日、畠山市長と社会福祉課に福祉灯油の実施の要請をさせていただきました。本定例会において補正予算組まれるということでありましたので、この点については大変よかったというふうに思っておりますが、しかし制度化ということについてはまだ実現には至っていないということがあります。このほかにも、加齢性難聴への補聴器購入助成であるとか、生理の貧困の対策、あるいは前立腺がん検診の集団検診でのワンコイン化など、提案を様々してきました。これらの提案について来年度予算化の検討をされる考えはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 提案された各種施策と来年度予算化の検討についてでございますが、まず初めに福祉灯油につきましては、原油価格の高騰を受け、このたびの定例会において補正予算の提案をしたところでございます。そこで、今後における制度化の有無ということでございますが、毎年助成を行うことまでは考えておりませんが、ある一定程度の価格

を超えた場合に福祉灯油として助成するよう制度化を図ってまいりたいと考えております。

次に、加齢性難聴への補聴器購入助成につきましては、さきの第3回定例会にて答弁をさせていただいておりますが、加齢による難聴者の実態把握を現在進めており、その結果を基に来年度に実施についての判断を行ってまいります。

次に、生理の貧困対策につきましては、来年度から学校トイレへ生理用品を設置するべく検討しております。

次に、前立腺がん検診の集団検診でのワンコイン化につきましては、さきの第3回定例会にて答弁をさせていただいておりますが、前立腺がん検診は個人レベルで受診を判断するものと位置づけられておりますことから、現段階では前立腺がん検診に助成を実施する考えはない旨お答えしたところであります。来年度におきましても前立腺がん検診の助成を実施する考えはございませんが、前立腺がん検診による利益と不利益に関する適切な情報提供をした上で、集団検診の場で同時に受診できないか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕福祉灯油については、毎年ではなく一定の価格に至った場合に助成する制度化を図っていくということが確認できました。毎年行っている自治体もありますが、多くの自治体は今年のように価格の高騰を受けて判断していくところが多いと、赤平市も現状そうなっていると思うのです。その中でも、今答弁にありましたように一定の基準を設けて助成される制度があるというとならないのでは住民の安心感は違うと思いますので、大変前向きなご答弁だったというふうに思います。ぜひしっかり制度化をしていっていただきたいというふうに思います。

加齢性難聴の補聴器購入助成については、実態把握が進められているということでした。来年度すぐということではないのかなというふうに受けまし

たが、認知症を取り上げて補聴器助成のことを今まで提案してきましたけれども、昨日なんかも議論ありましたが、高齢者福祉という面で、耳が聞こえづらくなって引き籠もりがちになってしまうと、そういうことを防止するという観点もありますし、つい最近も私市民の方と話しする機会あったのですけれども、やはり補聴器高いということを述べられているのです。さらには、買った後も電池が非常にすぐなくなってしまうということで、その交換にもかなりの費用がかかるということをおっしゃっていたのです。そういうことを気にせずというか、あまり気にせず使用できるのだということが分かれば使われる方は増えるのではないかと思うので、そうなる社会に参加する、あるいは社会貢献するとか、様々な活動も広がると思いますので、ぜひこれはしっかりと取り組む方向に持って行っていただきたいということをお願いしたいと思います。

生理の貧困については、これも来年度から学校のトイレに生理用品を設置するべく検討されているということが今確認できましたので、言い出しづらい児童生徒というのも多いというのが調査でも結果からあるので、望ましい対応だと思います。しっかりと検討して行っていただきたいというふうに思います。

前立腺がん検診については、前回の議論から予想される答弁よりは一步進んだのかなという感じを受けましたが、今後も国の動向を見ながらとなると思うのです。早期発見というのは、やっぱり医療費の適正化にもつながります。他方で検査が多くなることでの医療費の高騰、いろいろあるとは思いますが、私は早期発見というのが市民の健康にとっては重要なのではないかなと思っておりますので、適切に対応して行っていただきたいというふうに思います。

私のこれまでの提案について、来年度予算化されるかされないかというのはありますが、おおむね前向きに対応していただいたというふうに思います。本当に感謝申し上げたいというふうに思います。今

後も住民生活、福祉の向上といったところに主眼を置いて様々提案していきたいと考えておりますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

この質問は終わります。

件名の2です。教育行政について、項目の1、いじめについて、要旨の1です。いじめによる痛ましい事件、事故が相次いで報道されております。多くの事件、事故に共通して言えること、教育委員会への報告の有無であったり、その報告の時期が適切であったかどうかという点、またいじめアンケート結果に対する個別の対応が適切であったかどうかという点などが問題視されていると思います。赤平市ではどのような対応を行っているのかを伺いたいと思います。

また、教育委員会への報告についてですが、インシデントと言える状況でも報告するなど基準を設けられているのか、併せて伺います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） いじめの対応等についてのご質問ですが、赤平市いじめ防止基本方針では、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査等の必要な措置を講じることが定められており、本市におきましても6月及び11月の年2回、全児童生徒を対象としていじめアンケートを実施しております。学校では、このいじめアンケートの結果を活用し、いじめを受けたことがあると答えた子供全員に対し担任が聞き取りを行い、場合によっては保護者へ連絡、解決へ導いているところであります。

市教委におきましては、いじめアンケートの結果の報告を各小中学校長より受け、発生状況を把握するとともに、その後の解決状況につきましても学校における生徒指導業務の結果として解消件数等の報告を受け、状況を把握しております。また、学校では日常の学校生活においてもいじめの未然防止、いじめの早期発見等に努めているところで、必要に応じ市教委へ報告することとなっており、報告を受け

た場合に市教委は必要な支援や措置を講ずることとなっております。

いじめが発生するおそれがある時点での学校から市教委への報告についての基準についてでございますが、赤平市いじめ防止基本方針では、重大な事態が発生した場合の基準は示しておりますが、それ以外の場合については明白な基準等は設けておりませんので、報告案件につきましては学校の裁量に委ねられているのが現状であります。現在のところ本市において重大な事件は発生しておりませんが、昨今の報道による痛ましい事件、事故もあることから、いじめの未然防止、早期発見、また相談しやすい環境づくりなど、学校、教育委員会、保護者、地域住民等、社会全体で何ができるか、市が設置いたします赤平市いじめ問題対策連絡協議会においても協議してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 重大な事態が発生した場合の基準というのはあるけれども、その手前での報告基準というのではないと、学校の裁量に委ねられているという内容だったと思うのです。その部分が報道されているような事件、事故につながってしまっているのではないかと、あるいはその基準を満たしていないのではないかと、私を私思うわけですけれども、早期に発見し、報告すると。そして、市教委としっかりと対応を協議する。保護者とも話をする。こういったことをする前に生徒指導で解決した、あるいは原因が解消したと誤認してしまうことによってそういう事態が引き起こされる。やっぱりこういうのが一番危険だというふうに思うのです。

今のご答弁だと、赤平市では保護者への連絡も場合によって行っていると、解決に導いているということでした。また、発生状況とその後の解消状況についても早期に把握するよう努めているということが述べられましたので、しっかり行っているという確認ができました。今後についてもいじめの未然防止、早期発見、相談しやすい環境づくりなど、赤平

市いじめ問題対策協議会ですか、そこでしっかりと対応していくということも述べられましたので、対応をしっかりと行っていただきたいというふうに思うのです。痛ましい事件や事故、こういったものが起こらないようにと、加えてですが、いじめがなくなるようにぜひ引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2です。不登校についてです。要旨の1です。不登校傾向を少しでも改善するよう様々な取り組んでいるが、なかなか解決できないのが実態だと令和3年度の教育行政執行方針でも述べられておりました。そして、11月の行政常任委員会においても、教育行政事務の管理及び執行の状況に関する点検、評価についてというところでも、その報告の中でも残念ながら不登校傾向というのが増加の傾向だということが報告されました。

このような中、赤平市は不登校児童生徒に対して、滝川市の適応指導教室の利用と別室登校児童生徒ということで、それへの支援ということ、この2つの形で対応がされており、市独自の教育支援センター、適応指導教室は設置されておりません。そこで、まず滝川市適応指導教室並びに別室登校児童生徒への支援、この2つについてそれぞれの今の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 市教委といたしましては、不登校傾向を少しでも改善するよう、不登校児童生徒についての情報を学校と共有し、保護者と連携しながら個々の事情に応じたよりよい登校方法の相談など早期対応に努めており、通常登校前の段階的解消として不登校児童生徒の学習機会を保障すべく、平成27年4月から利用協定を締結している滝川市の適応指導教室の利用促進や保健室、会議室など別室登校の対応を行っております。それぞれの状況についてでございますが、現時点における市内児童生徒全体で滝川市適応指導教室利用者は1名、利用に向けて相談中1名、別室登校は4名となっているところであります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 滝川市の適応指導教室1名が利用されていて、利用に向けて相談中の方が1名と、別室登校は4名ということでした。実際の不登校傾向の児童生徒の数からすると、利用している児童生徒は少ないということは明らかだと思います。しかし、不登校になる原因は本当に千差万別というか、様々いろいろだと思います。ましてや今はとにかく登校しましょうという指導方針ではないというふうに思うのです。なので、利用されない方も出てくるのかなというふうに思うわけですが、個別に早期対応されているということなので、現場では大変苦労されているのではないかなということ見てとれます。

学校には行けるけれども、授業を受けられないすとか、教室にどうしても入ることができない。こういう児童生徒に対しては、いわゆる別室登校というのが対応できる、有効だというふうに思うわけですが、実は勉強したいのだと、進学したいのだと思ってもどうしても学校に足が向かないという児童生徒に対しては、学校外に居場所があるということはとてもプラスになることだと思うのです。それが今は滝川市の適応指導教室ということになっていると思うのですが、利用者が少ないということが分かったのです。地理的要因ということから利用しにくいといったことも、理由は本当に千差万別でしょうけれども、あるのかもしれないと私考えますので、次の質問に行きたいというふうに思います。

要旨の2です。不登校児童生徒への支援の在り方について、文部科学省の通知では教育支援センターを中核とした整備体制として、市区町村教育委員会においては主体的に教育支援センターの整備、充実を進めていくことが必要だと、公民協営型の設置等も考えられるなどとされているのです。つまりは、文科省は市区町村で独自に設置することを推奨しているというふうに見てとれると思います。そこでなのですが、これからも赤平市としては滝川市の適応指導教室と別室登校、この2つで対応していく考え

なのか。

また、小学校統合などもあるので、保護者の方々からそういう声もあるのかもしれないし、地理的要件もあるのかもしれないのですが、そういうこともあるので、併せて赤平市に教育支援センターを設置するということについての考え方もお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 不登校児童生徒への支援の在り方についてでございますが、不登校傾向になる要因は学校での人間関係、勉強の問題、家族間の問題など様々であり、原因を特定しにくいものと考えております。何らかの理由で不登校となった児童生徒の選択肢の一つとして、教職員等資格者が学習指導等を行う滝川市の適応指導教室の利用促進につきましては継続してまいりたいと考えております。

また、不登校児童生徒改善のためには各学校あるいは市教委におけるスクールソーシャルワーカー等有資格者の配置などが有効的な施策と考えておりますが、継続配置するための地域の人材不足もあり、現時点における実現は困難で、別室登校の対応を継続せざるを得ないと考えております。しかしながら、別室登校児童生徒に伴う学級担任の対応時間に係る業務負担増の問題もありますので、今後その業務負担軽減を図るべく、議員ご質問の教育支援センターの設置や学校における支援員等人的支援も含め検討していかねばならないと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 学校外の居場所としては、引き続き滝川市の適応指導教室継続利用していくということ。利用協定というのもあるから、そうなるのかなと思いますけれども、人材不足が何よりあって、別室登校と滝川市の適応指導教室の体制で対応していくということだというふうに思います。これは、教育行政だけで対応していこうとするのは非常に難しい状況に今あるのかなというふうに思います。先ほども言いましたけれども、文部科学省の公民協営型も考えられるということでありまし

たが、民間の力も借りるなどして有資格者の確保を考えていくとか、そういったことも視野に入ってくるというふうに思います。

答弁にありましたように学級担任の業務負担軽減、これは本当に早期に解消していかなければならない問題だというふうに思いますので、支援センターの独自設置も含めて検討していくということでしたが、しっかりと民間なども視野に入れて引き続き協議していただきたいというふうに思います。

最後の質問です。項目の3、特別支援教育について、要旨の1です。現在は赤間小学校に4クラス、茂尻小学校に2クラスの特別支援学級があり、赤間小に通級指導教室きりがあります。来年度から小学校が1校ということになります。小学校の特別支援学級、そして通級指導教室はどのようになるのか伺いたいと思います。

また、中学校の通級指導教室についてですけれども、道教委の基準を満たしていないということだったり、市独自の人材確保、これも人材確保ですけれども、課題があるということから困難だということがあったと思いますが、可能性も含めて検討していくという内容であったと思います。来年度には開設されるのかどうか、検討の進捗状況も併せてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 来年度の特別支援教育についてのご質問ですが、令和4年度の小学校の特別支援学級は、令和3年10月現在で知的1学級、言語1学級、情緒2学級の4学級、在籍児童数14名の予定となっております。在籍児童数及び学級数につきましては、今後の就学支援委員会の答申に基づく就学相談の結果などによって変更する可能性があり、最終的には年度末に決定することとなります。

次に、通級指導教室の状況についてのご質問ですが、現在市内小学校の通級指導対象児童に対応するため、通級加配教員2名の配置により赤間小学校に通級指導教室が設置されております。通級指導教室

につきましては、対象となる児童生徒の数の基準と数年の見通しの下に進められておりますが、令和4年度においては対象児童が増加する見込みとなったことから、道教委が給与を負担する通級加配教員1名を増員するべく申請を行っているところであります。

また、中学校の通級指導教室の開設についてでございますが、単独設置につきましては道教委基準を満たしていないことから申請は行っておりませんが、さきにお答えいたしました小学校の通級加配教員の増員申請における理由の一つに中学校生徒の利用予定も含まれております。いずれにいたしましても、通級指導教員の配置につきましては道教委が決定することであり、加配教員が増員された場合に中学校生徒の利用が可能となりますが、方法等詳細につきましては決定した後に関係者と協議していきたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 特別支援学級については、よく分かりました。

通級指導教室についてなのですけれども、やっぱりまだ未確定な部分が多いような印象を受けましたが、時期もあるのだろうというふうに思うのです。特に中学校については、単独設置ということについては基準外ということで申請をしていないということは確認ができたと思います。しかし、小学校の1名増員申請というのを行っており、その中に中学生の利用予定が含まれるということですので、少し前進したというか、期待したいところだというふうに思います。

特別支援を必要とする児童生徒というのは本当に全国的に今増加傾向ということになっておりまして、根本的に今の通級指導の加配定数というか、こういうことでは職員確保が不安定なままだというふうに思うのです。ここが通級については基礎定数化、今されるのではないかと思いますけれども、まだまだ五、六年先の話になるのではないかとというふうに思います。ぜひこういったところ急いでいただき

いなというふうに思うのですけれども、いずれにしても次年度の体制というのは今現時点では確定ではないということだったと思いますので、しっかり協議を行って、対応をしっかりできるように進めていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

以上で質問を全て終わります。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時09分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序7、1、畠山市長の残された任期の市政運営について、議席番号9番、御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕 議席番号9番、新政クラブ、御家瀬遵、同僚議員の質問と重なる部分もたくさんあると思いますが、答弁のほどよろしくお願いたします。

件名1、畠山市長の残された任期の市政運営について、項目1、国政、道政及び近隣自治体との連携について、要旨1、このたび私は国会議員との意見交換をさせていただく機会がありました。今赤平市ではどのような懸案があるのかと問われました。私としましては、差し迫っているのは小学校統合後の茂尻、赤間、豊里の各小学校校舎の有効利用が懸案である旨お答えしましたところ、国のほうでもいろいろな制度があり、相談に来てくれれば赤平市のお手伝いをさせてもらいますとのことでした。このことに対して市長はどのような考えをお持ちか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 国政、道政及び近隣自治体との連携についてということでございますが、ご質問の中で小学校統合後の茂尻、赤間、豊里の3校の有効利用についてという部分に触れますが、議員おっしゃるとおり、小学校統合後、残された3つの小学校の利活用につきましては非常に大きな懸案事項でございます。本年4月に改定いたしました赤平市公

共施設等総合管理計画の中でも、他施設の機能移転先としての活用方を幾つか提案しているが、実現に当たっては近隣住民を含めた議論の下、具体策を検討するという表現にとどめておりますけれども、大きな箱物でございますので、利活用については慎重にならざるを得ないと考えております。近隣住民を含め、十分な利活用が図られていることを担保とした上で有効活用の道を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

ご質問の趣旨と思われまます国、道との連携ということでございますが、もちろん校舎をこれまでと別の用途で利活用するといった場合、国、道、様々な関係機関と調整が必要となってまいります。加えて、建物の改修費用に大きな予算が投入されることが予想され、財源確保に向けても各種補助メニュー等、当然いろいろとご相談しなければなりません。したがって、まずは赤平市として校舎の利活用について方針を定めた上で、国、道を含め、あらゆる関係機関と調整、連携を図ってまいりたいと考えております。

そして、質問の項目の中に国政、道政及び近隣自治体との連携についてというふうでございますが、質問要旨の小学校統合後の旧学校校舎の有効活用の中では近隣自治体との連携についてというのは触れられておりませんが、今ご指摘の中でもありませんでしたけれども、質問項目にありましたので、ちょっとつけ加えさせていただきたいというふうに思いますけれども、近隣の各市町との連携についてでございますけれども、空知地方総合開発期成会ですとか石狩川、空知の治水促進期成会の中でも近隣市町村との連携が必要なものについては十分、そのほかの全道的な部分もありますけれども、治水の場合ですと全道的なものもありますけれども、そことの連携も図りながら国への要望も行ってきております。各種道への要望も行ってきているところでございます。

連携について例えて言えば、地球規模のものも課題があるとすれば、自国第一主義では当然太刀打ちで

きないことでございますし、今こそ国際協調ということが求められているというふうに思っております。各国が連携することでしか持続可能な地球にはなり得ないというふうに、大きい規模で申し上げますとそういうこととなりますけれども、これは私も市町村についても同じであるというふうに私は認識しております。

もっと小さいところでいきますと、自分の家が豊かになるためには隣近所も豊かにならなければならないというふうに私思っております。そういった意味では十分近隣市町村とも連携を取っているつもりでございますけれども、もし仮にこれが私どものまちだけ、それぞれのまちだけの問題であれば単独でお願いにそれぞれ上がることもあろうかというふうに思いますけれども、いろいろな課題、各市町共通するものが多いかと思っております。共通するものについては、市長会もございまして、期成会もございまして、そういったところも通じて、連携してそれぞれ上京してお願いするところにはお願いしておりますので、もし単独でほかのまちの首長が国、道に行ったりすることであろうかと思っております。そういうものについては単独の課題ということも考えられるのではないのかなというふうに思っておりますので、私といたしましては十分近隣市町村とも連携を取って進めておりますので、ご理解いただければと思います。

ちょっとつけ加えさせていただきましたが、以上のとおり調整、連携等図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君） [登壇] 世界規模の話になりました。述べております。ただ、私が近隣自治体との連携とか、そういうのを言ったのは、例えばインフラ整備の水道の問題だとか、今後はそういうのも連携していかなければならないのではないかとこの話も含めて聞いてみたいと思っておりました。

○議長（竹村恵一君） 近隣自治体との連携の答弁に対する再質問ということでよろしいですね。

○9番（御家瀬遵君） はい。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ライフ基盤の部分でいきますと、水道事業ということをおっしゃられておりましたので、水道事業についても広域の組合ございます。そういった中で、今ご質問ありまして、中身をもっと詳しくご指摘いただければ答弁する内容もございますけれども、今まだそこまでの段階には至っておりません。

また、赤平は広域の中には当然入っておりません。水道事業につきましても近隣ではなく赤平単独で行っております。単独で行っているということにつきましても、これもせんだって議論してご指摘いただいた部分ありますけれども、果たして水道事業が広域の中に入ったほうがいいのか、それとも入らないほうがいいのかということも考えていかなければならない。それについては、計算も実はしなければなりません。どのぐらいの規模が一番最適なのか、果たしてそこに入ることがいいのか悪いのかということも計算していかなければなりません。そして、建物の老朽度も考えていかなければなりません。それから、水道管路の老朽度も併せて考えていかなければなりません。それは、広域のところと同じ程度の老朽度に持っていかなければ、赤平市が恐らくは老朽度かなり進んでいる。ほかの広域のところと比べては老朽度が高いというふうには思いますけれども、そこも解決していかなければなりません。赤平の管路の老朽度が高いというものについてほかの広域の自治体のご負担をいただくということは、なかなかこれは理解していただくのは難しいことにもなってくるかと思えます。ですので、そういったことも総合的に勘案した上で考えていかなければならない問題だと思えます。

近隣自治体との連携ということで、もしそういったところも調べていって、算出した根拠等もございましたら、ぜひともご指摘いただければというふうに思いますけれども、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（竹村恵一君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君） [登壇] それでは、話の方向を変えます。先日、茂尻町内連合会で小学校の統合後の利用について何か振興策を考えてもらえないかと市長に要望したところ、財源がないとの回答をもらったと報告を受けました。財源がないからできないではなく、その事業に対してどのような補助等のメニューがあるのか調査、確認しているのか、また補助メニューによっては新たな事業につながるかもしれません。このたびの国会議員との意見交換のような情報もあります。あらゆる方面にアンテナを張って情報収集に努めるべきだと思います。情報は、黙って部屋で待っていても入ってきません。積極的に情報収集をされることをお願いして、次の質問に移ります。

項目2、令和4年度の予算編成について、要旨1、10月27日に行われた住民懇談会に参加しました。懇談会では、市長はアンケート調査を継続して行うとのことでしたが、過去3回の調査結果は商業振興などが上位改善項目になっているとのことですが、何がどのように改善されているのか、市民の皆さんには実感が湧かないとの意見がありました。改めて具体的な説明を求めます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） アンケート結果による改善の具体についてでございますが、私が市長に就任以来、これまで3回の市民アンケートを実施してきたところでございますが、第6次赤平市総合計画の各施策に沿った満足度や重要度、それらを分析した改善度を出しております。改善度につきましては、順位の変動があったものの、公共交通、商業振興、地域医療というところが上位3つとなっているところであります。そのほかにも、道路除雪、観光振興が改善の優先度が高い結果となっているところであります。

そこで、この結果を受けてどのような改善策を講じてきたのかということでございますが、公共交通につきましては赤平市地域公共交通活性化協議会を

設立し、実証運行の段階まで進んでおります。商業振興につきましては、コロナの影響により経済活動に大打撃を与えておりますが、2度にわたるたすけ愛商品券の配付やプレミアムつき商品券の増額、起業支援など様々な施策を行ってきたところであります。しかしながら、あくまでも相手がいるお話でありますので、非常に難しい問題でもございますが、起業する支援や空き店舗の活用など、できる限りの支援をさせていただいております。また、除雪につきましても生活道路となっている私道の除雪も始めたところであり、アンケート調査につきましては、政策や事業の可否を問うものではなく、アンケートにより現状がどのようになっているかの基礎資料となるものであります。重要度や満足度、それらにより改善の度合いはどのようになるのかなどの検証をするものでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君） [登壇] それでは、要旨2、市長の公約であるアンケート結果と市長の政策予算は、任期最終年度の予算にどう反映しようと考えておられるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 令和4年度の予算編成についてでございますが、先ほども申し上げましたが、これまでのアンケートの結果におきましては商業振興、公共交通、地域医療、道路除雪、観光振興が改善度の優先度が高いという結果となっております。市民アンケートの結果と私の政策予算を任期の最終年度予算にどう反映していくのかということでございますが、私の市政運営に対する考え方につきましては、市民アンケートや住民懇談会等様々な意見をお聞きした中で、暮らしに身近な政策を優先し、住民福祉の向上を主軸と考えております。

公共交通に関しましては、買物や通院などの交通弱者を救うため、交通体系の充実に努めてまいります。地域医療の確保や除雪体制の充実商業振興に対する支援など、これまでもやっていることではない

かのご指摘を受けるかもしれませんが、住民福祉の向上というのは社会的、経済的弱者の公的支援にとどまるものではなく、住民の幸せな生活づくりのお手伝いをすることでございます。赤平市に住んでよかった、安心して暮らせるまちということに主眼を置き、予算に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君） [登壇] アンケート結果からの政策も見えてきませんが、アンケートだけで政策を決定することは大衆迎合的で非常に危ういと感じるのは私だけではないと思います。アンケートでは出てこない重要案件が多くあるはずで、例えば人口減少は大きな問題です。人口減少対策として行っていた新築住宅の持家に対する助成は廃止されましたが、近隣市町では一件でも多く持家を建ててもらおうため、新たに制度化したり拡充したりしています。まさに赤平は逆行していると思います。一時的に支出は増えますが、固定資産税等に跳ね返ってきますし、何よりも赤平に定住してもらえるのです。需要がある限り、持家助成は継続すべきだと考えます。目先だけではなく、大局的に物事を見ることができればリーダーとしては務まらないと思います。新築住宅の助成を復活すべきだと要望して、私の質問を終わります。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

（午前11時38分 休憩）

（午前11時50分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第4 議案第247号行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第5 議案第248号あかびら創生寄附条例の一部改正について、日程

第6 議案第249号赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、日程第7 議案第250号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、日程第8 議案第251号赤平市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、五十嵐委員長。

○行政常任委員長（五十嵐美知君）〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

令和3年12月14日に行政常任委員会に付託されました議案第247号から第251号の以上5案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、令和3年12月15日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第247号から第251号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（竹村恵一君） 日程第9 議案第252号令和3年度赤平市一般会計補正予算、日程第10 議案第253号令和3年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第11 議案第254号令和3年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第12 議案第255号令和3年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第13 議案第256号令和3年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第252号令和3年度赤平市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第4号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ2億9,247万6,000円を追加し、予算の総額を125億8,072万3,000円とし、第2条で債務負担行為の追加、第3条で地方債の追加及び変更を定めるものであります。

議案書の2ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正ですが、令和4年4月開設予定の放課後子供教室の運営等を民間事業者に委託する手続を進めるため、令和3年度から令和4年度の事業費につきまして限度額3,520万円の債務負担行為を設定するものであります。

第3表、地方債補正ですが、公共施設等適正管理推進事業債の1,260万円の追加につきましては、昭和通改修事業について当初地方道路等整備事業債を見込んでおりましたが、交付税措置がより有利な公共施設等適正管理推進事業債に振り替えるものであり、次の変更におきまして道路整備事業債を同額減額しております。過疎対策事業債の1,790万円の増額につきましては、中空知衛生施設組合で実施するごみ処理施設整備事業が起債対象となったことにより、計上し、充当するものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。2款1項2目庁舎管理費54万円の増額は、経年劣化による庁舎ボイラーの修繕料を増額するものであります。

同じく9目企画費2億円の増額は、ふるさとガンバレ応援寄附金の増額に伴い、返礼品に係る費用として報償費8,000万円、手数料4,000万円、基金への積立金8,000万円を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。同じく3項1目戸籍住民基本台帳費83万4,000円の増額は、マイナンバーカード対応プリンターの更新及び休日、夜間に対応する火葬場予約システム用のパソコンを購入するための備品購入費を計上するもので、国庫支出金77万円が充当されます。

10ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費1,426万6,000円の増額は、原油価格の高騰による冬期間の市民生活への影響を考慮し、住民税非課税の70歳以上の高齢者がいる世帯、重度心身障がい者世帯及びひとり親世帯を対象に1世帯当たり1万円のまごころ商品券を配付する高齢者世帯等冬季生活支援事業を実施するため、事業費及び事務費を計上するものであります。

同じく4目後期高齢者医療費271万7,000円の増額は、医療給付費の令和2年度分の確定による精算により負担金を増額するものであります。

12ページをお願いいたします。同じく2項7目児童手当費83万円の増額は、児童手当制度の見直しに伴う費用として消耗品費1万円、印刷製本費3万円、児童手当システム改修委託料79万円を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。

同じく10目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費4,294万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、児童手当を受給している世帯及び高校生等を養育している世帯に対し、対象となる児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金事業を実施するため、事業費及び事務費を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。

14ページをお願いいたします。4款1項2目生活習慣病予防費258万5,000円の増額は、健診結果の活用に向けた情報標準化整備事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の3回目接種に係

る住民健康管理システムの改修に要する委託料を計上するもので、国庫支出金208万4,000円が充当されます。

同じく3目感染症予防費2,625万2,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の3回目接種が開始されることに伴い、事業費及び事務費を増額するもので、全額国庫支出金が充当されます。

同じく5目環境衛生費100万円の増額は、空き家対策における緊急安全措置件数の増加に伴い、今後冬期間において予算の不足が見込まれることから、修繕料を増額するものであります。

16ページをお願いいたします。同じく2項1目じん芥処理費は、過疎対策事業債が該当となったことにより財源補正をするものであります。

18ページをお願いいたします。6款1項7目基幹水利施設管理費707万1,000円の減額は、エルムダム管理における新規採用職員が未採用となったため、関連する人件費等を減額するもので、財源である農林水産業費負担金595万5,000円も減額となります。

20ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費13万円の増額は、国の雇用調整助成金の特例措置の延長により、市独自で実施を予定していた新型コロナウイルス感染症対策雇用継続支援事業の費用が不用となったことから、補助金3,300万円を減額するほか、新型コロナウイルス感染症対策中小企業事業継続支援金の対象事業者の増加が見込まれることから、交付金613万円を増額いたします。新たに新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している市内中小企業者等に対し、経営の持続と雇用の継続を目的とした新型コロナウイルス感染症対策中小企業等経営持続化支援金2,700万円を計上するもので、地方創生臨時交付金1,219万円が充当されます。

22ページをお願いいたします。8款2項4目道路新設改良費は、起債の変更により財源補正をするものであります。

24ページをお願いいたします。同じく5項2目地

域住宅建設費 6 万 3,000 円の増額は、人事異動により事業支弁に係る人件費を増額するものであります。

26 ページをお願いいたします。10 款 3 項 1 目小学校管理費 181 万 5,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策用の消耗品費 30 万円を増額するほか、令和 4 年 2 月に引き渡される統合小学校の年度内における維持管理費として 151 万 5,000 円を計上するもので、新型コロナウイルス感染症対策として国庫支出金 15 万円が充当されます。

28 ページをお願いいたします。同じく 4 項 1 目中学校管理費 10 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策用の消耗品費を増額するもので、国庫支出金 5 万円が充当されます。

30 ページをお願いいたします。12 款 1 項 1 目国民健康保険特別会計繰出金 215 万 2,000 円の減額は、人件費関連の決算見込みや事務費の増加により繰出金を調整するものであります。

同じく 6 目介護保険特別会計繰出金 64 万 1,000 円の減額は、人件費や介護給付費の決算見込みにより繰出金を調整するものであります。

同じく 8 目病院事業会計繰出金 826 万円の増額は、新型コロナウイルス感染症防止対策の予算計上に対応するものであります。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げますので、事項別明細書の 4 ページをお願いいたします。14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,219 万円の増額は、追加交付の内示によるものであります。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金 485 万 1,000 円の減額は、今回の補正の歳入超過額を調整するものであります。

以上、議案第 252 号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第 253 号令和 3 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第 1 条で歳入歳出からそれぞれ 115 万 3,000 円を減額し、予算の総額を 14 億 3,926 万 9,000 円とするもの

であります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の 6 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費 24 万 2,000 円の増額は、高額療養費支給管理システム用のパソコンを更新する委託料を計上するものであります。

8 ページをお願いいたします。8 款 1 項 3 目償還金 99 万 9,000 円の増額は、医療給付費の令和 2 年度分の確定による精算により国、道、支払基金支出金等還付金を増額するものであり、全額国民健康保険団体連合会からの償還金が雑入として収入されます。

10 ページをお願いいたします。9 款 1 項 1 目職員給与費 239 万 4,000 円の減額は、人事異動により人件費関連予算を減額するものであります。

以上、議案第 253 号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第 254 号令和 3 年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第 1 条で歳入歳出にそれぞれ 25 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 15 億 6,661 万 1,000 円とするものであります。

補正内容につきましては人事異動及び決算見込みにより関連する歳入歳出予算を調整するものとなっております。事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第 254 号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第 255 号 令和 3 年度赤平市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第 2 条におきまして、水道事業費用が 371 万 3,000 円の増額となります。補正内容につきましては、水道水の水質維持に要する経費が増加したこと及び人事異動等による人件費関連予算の補正によるものであります。

以上、議案第 255 号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第256号令和3年度赤平市病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第3条におきまして、資本的収入及び資本的支出がそれぞれ1,200万円の増額となります。補正内容につきましては、新型コロナワクチン感染症防止対策としてコロナウイルス感染症病棟で使用する移動式殺菌システム、医局で使用する医師の感染拡大防止用のパネル及び人工呼吸器の導入費用の計上によるものであります。

以上、議案第256号につきまして説明を終了いたします。

以上、議案第252号から第256号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○5番（北市勲君） 1点だけちょっと教えていただきたいのですが、一般会計の補正の中で民生費、ページ数11ページを御覧いただきたいのですが、先ほど高齢者世帯等の冬季生活支援事業ということで予算を述べられましたが、対象となる市民が70歳以上と言われましたが、70歳以上にした根拠を教えてくださいたいのです。

それから、支援金が1世帯1万円という金額も申されました。これについてもこの1万円の根拠について説明をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（蒲原英二君） お答えいたします。

高齢者世帯等冬季生活支援事業の補正につきまして、先ほど説明申し上げましたが、昨今の世界的な原油価格の高騰に伴う灯油やガソリン価格の高騰等を踏まえ、暖房費等の経費が増加する冬期間の家計への緊急支援策としての補正となります。支給対象世帯につきましては、この事業を施行するときに要綱を定めておりますけれども、過去の高齢者世帯等

冬季生活支援事業に準じて定めております。令和3年11月1日現在本市に住所を有している者で構成され、生計が独立している令和3年度の市民税非課税世帯で、かつ令和3年12月1日現在現に赤平市に居住をしている先ほども申し上げた70歳以上の高齢者がいる世帯、それと重度心身障がい者医療費助成を受けている障がい者がいる世帯、ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯の方になります。ただし、施設入所者、長期入院者、特定滞納者、生活保護受給者を除くこととしております。

次に、支給額につきましては、昨今の物価の上昇もあり、冬期間の家計への支援策ということで、灯油で換算しますと高騰の目安としてのリッター100円くらいということで、掛けることの100リットルほどの支給として1万円といたしたところでございます。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） 5点お伺いします。

まず、1点目、2ページです。第2表、債務負担行為補正です。放課後子供教室運営事業3,520万円についてですけれども、予算内の委託料、諸経費などの詳しい内訳と委託業者選定についてプロポーザルということをお伺いしておりますが、いつ行うのか、またそれに関する条件はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

2点目、今質疑ありましたけれども、福祉灯油の件です。10ページ、3款1項1目社会福祉総務費1,426万6,000円の増額について、算出根拠あるいは対象世帯の決定根拠は今述べられたと思いますが、対象になっていない部分のところで少しお伺いしたいのですが、生活保護受給者は除くということが今述べられたと思います。他市では福祉灯油について報道などで低所得者世帯の半額支援を生活保護世帯にも出しているところがあるのですけれども、これが除かれる理由がほとんどが冬季加算があるとか収入認定などの問題だということですが、冬季加算及び収入認定などの問題から対象から外れるというケ

ースが多いと思うのですが、この点について畠山市長はどのようなお考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

3点目は、12ページです。3款2項10目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費4,294万8,000円について、昨今国会のほうでもいろいろ取り上げられているものだと思いますが、児童福祉手当を活用してやる世帯とそうでない高校生の世帯があると思うのです。いわゆるプッシュ型と申請型というのでしょうか、それで給付される時期などの違いはあるのか、それぞれどのようなスケジュールになるのかお伺いしたいと思います。

4点目、18ページです。6款1項7目基幹水利施設管理費707万1,000円の減額、エルムダム管理者の未採用のための減額ということでしたが、ここ数年同じようなことが続いているのではないかというふうに思います。採用についての必要性は理解しますが、結果として採用できない理由は何なのかをお伺いしたい。次年度に向けて何か考えがあるのか、併せてお伺いします。

5点目です。20ページ、7款1項1目商工業振興費13万円の増額について、昨日一般質問で多少明らかにされている部分ありますが、国の雇用調整助成金が来年3月まで延長されたことにより、執行されない新型コロナウイルス感染症対策雇用継続支援補助金、これの組替え事業ということだと思います。新型コロナウイルス感染症対策の中小企業等経営持続化支援金2,700万円、事業継続支援金の対象増加による増額613万円ということだったと思います。事業継続支援金の対象が増加した理由とその内訳、そして新しく行う経営持続化支援金の制度内容について実施時期等も含めて詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（蒲原英二君） 債務負担行為補正、放課後子供教室運営事業について私のほうからご説明させていただきたいと思います。

委託費の関係で事業費の主な内訳につきまして

は、人件費2,550万円、事務用品や消耗おもちゃ、教材費用などで80万円、送迎用車両に係るリース料で70万円、車両に係る燃料費や保険料で28万円、入退室の管理やアプリケーションの管理費用として46万6,000円、支援員に欠員が出た場合の募集費として22万5,000円、イベントや事務処理、業務管理に要する経費として364万6,000円と消費税が320万円となっております。

次に、事業者の選定につきましては、本議会にて予算案が可決次第、直ちに公募させていただく予定としております。1月中旬頃プレゼンテーションを行い、1月下旬頃契約を行いたいと考えております。条件といたしまして、赤平市の施策、方向性を十分に理解していることなど総合的な技量を要求されるものであることから、公募プロポーザル方式により事業者を選考いたします。また、運營業務委託に関する仕様書におきまして、土曜日や長期休み中についてももう少し早い時間から預かってほしいといったご要望についてもニーズの把握を行い、保護者の就労状況や支援員の配置状況等を勘案の上、可能な限り受入れに応じるよう努めるということ盛り込む実施について受託事業者に求めてまいります。

続きまして、12ページ、3款2項10目の子育て世帯臨時特別給付金給付事業につきましてですが、児童手当制度を活用したプッシュ型で支給する対象者については、本議会にて予算案が可決次第、本日に案内文を発送で、12月23日まで受け取り拒否等の期限を設け、12月29日に振り込む予定としております。次に、申請が必要な世帯については、12月27日に案内を発送し、申請書を受理、審査し、年明け1月より順次支給を開始する予定としております。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 農政課長。

○農政課長（柳町隆之君） お答えします。

この予算は、エルムダム新規採用職員であるダム管理主任技術者の人件費でありまして、結果として採用できない理由としては、令和3年度採用の令和2年度に行われた試験には1名の応募者がおりまし

たが、採用には至らなかったという結果となり、過去には応募者がいない年や、また合格しないといった年もありましたが、自己都合により辞退された方もおられました。次年度に向けては、現在理事者と協議して検討しているところであります。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（磯貝直輝君） 私のほうから2点、中小企業等事業継続支援金の増額の理由ということでございますが、当初100事業者、2,000万円と雇用者加算800名の800万円の合計2,800万円を予算計上しておりましたが、134事業者、2,680万円と雇用者加算733名の申請がありましたので、613万円の不足が見込まれるということでございます。

申請事業者の増加の背景といたしましては、今年の2月以降、第3波と呼ばれる感染者が3月以降も急増しておりまして、3月の売上げには大変大きな影響を与えたものと考えております。加えまして、5月9日からの蔓延防止等重点措置、5月16日からの緊急事態宣言、6月21日からの再度の蔓延防止等、長い期間にわたりましてコロナウイルスが猛威を振るい、度重なる措置が取られたところで、飲食店につきましては休業または時短営業を繰り返す状況となりました。また、不要不急の外出を控える等の自粛を求められる期間が長引いたことにより、多業種にわたり影響が出たところ、申請の件数が増えた要因の一因となったというふうに考えております。

もう一点、新しく実施いたします中小企業等経営持続化支援金の条件、支援額等、また実施時期につきましてですが、昨日も市長のほうからも申し上げましたが、令和3年9月から11月まで3か月間の合計事業収入が前々年同期と比較して30%以上減少している事業者につき、個人につきましては10万円、法人事業者につきましては20万円を支給するものでございます。さらに、50%以上減少している事業者には雇用者の加算として1人5万円を支援し、経営の持続と雇用の継続を図るものでございます。これまでのデータと企業への聞き取りを参考に55件の個

人事業者、それと30件の法人事業者、それと雇用者加算310名分を見込んでおり、合計として2,700万円となっております。実施時期につきましては、11月までですので、もうそろそろ早いところだと11月の決算が終わると思いますので、年明け早々、また早い段階で皆様に支援していきたいと思っております。2月中旬までの申請時期というふうに考えております。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 福祉灯油の生活保護制度の利用者の方が除かれている部分についてだったと思います。今ご指摘にございましたとおり、冬季加算が10月から4月までですか、7か月支給されているということもあります。ただ、これは生活保護法に基づくものでございますから、本市として単独で何でやらないのかということについての理由としては果たしてどうかというのがありますけれども、また加えまして期末扶助もこの時期に支給されるということもございます。そういったことも鑑みまして、でき得れば生活保護法の中で国が手当てすべきものではないのかなというふうに考えております。決して生活保護受給者の方への支給が不要であるという言い方ではなくて、国として対応すべきものではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） おおむね理解できました。債務負担行為の部分については、放課後子供教室のところは要望していたことが委託仕様書にしっかりと盛り込まれているという確認が取れたと思います。

商工業振興費についても組替えを急いでほしいという要望があったと思いますが、そういったところを酌んでしっかりと内容も充実されていると、大変評価できるというふうに思います。

福祉灯油の部分だけなのですが、もう一点、大前提としてももちろん法律がありますので、市長おっしゃるように国のほうで法律でやるのが大前提であ

ろうということだと思います。私もそれは同感なのです。そこは変わってほしいのですが、いずれにしても冬季加算というものが燃油の高騰の影響で増減されていないということや福祉灯油をもし仮に助成を受けても7,000円までだったと思いますが、収入認定されないということも逆に厚労省のほうで認めている事実だと思いますので、北海道も認めていることだと思いますので、今後企業向けの燃油高騰に対する支援策なんか国のほうでも出ると思いますので、そのタイミングでもし可能であれば保護世帯に対する対応なんかと一緒に検討していただきたいと思いますが、検討どうでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 国で対応すべきというのは同感であるということだったと思います。7,000円までは収入認定をしないはずであるといったことだったと思います。そういったことも併せまして、私どもも半額を支給している市町があるというのは承知しておりますけれども、やはり国での対応を求めているというふうには思っております。ただ、今後につきましては、検討といたしますか、なかなか歯切れの悪い答弁で申し訳ないのですけれども、鋭意研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹村恵一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりま  
す議案第252号から第256号については、会議規則第  
36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いた  
したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第252号から第256号については、委  
員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませ

んか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第252号から第256号について一括  
採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後 0時30分 休 憩）

（午後 1時10分 再 開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開  
きます。

○議長（竹村恵一君） お諮りいたします。

ただいま市長から議案第258号令和3年度赤平市  
一般会計補正予算が提出されました。この際、これ  
を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第258号令和3年度赤平市一般会計補  
正予算を日程に追加し、直ちに議題とすることに決  
しました。

○議長（竹村恵一君） 追加日程第1 議案第258  
号令和3年度赤平市一般会計補正予算を議題といた  
します。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第258号令  
和3年度赤平市一般会計補正予算（第5号）につ  
きまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第5号）につきましては、第  
1条で歳入歳出にそれぞれ4,150万円を追加し、予算

の総額を126億2,222万3,000円とするものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。3款2項10目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費4,150万円の増額は、さきに提案をし、議決いただきました1人当たり5万円の先行給付分に加えまして5万円相当のクーポンを基本とした追加給付分につきまして国の方針が変更となり、現金での給付も可能となりましたことから事業費を追加するもので、全額国庫支出金が充当されます。

以上、議案第258号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第258号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第258号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第258号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第14 意見書案第53号 大学生等への給付型奨学金制度の拡充を求める意見書、日程第15 意見書案第54号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。御家瀬議員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第53号から第54号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第53号から第54号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第53号から第54号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第16 請願、陳情に関

する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長(竹村恵一君) 日程第17 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第108条の規定により、閉会中継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長(竹村恵一君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年赤平市議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 1時17分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)